

「構成的一致型著作物の完全防衛原典」著作権確立・公正証書取得に関する正式発表

(全50ページ)

本著作物群は、著作権法に基づき創作と同時に権利が発生し、さらに証拠能力を強化した「三段階防衛体制」(創作日・公証役場証明・公正証書取得)を備えております。

- ① 著作権としての権利範囲
- ② 著作権としての権利期間
- ③ 著作権侵害の成立要件と責任
- ④ 先使用権の不存在とその意味

2. 著作権としての権利範囲(①)

本体の該当ページ

- **p.4-6**: 全章構成一覧において、C01～C45 までの構成定義が体系化され、権利範囲の全体像が明示されている。
- **p.85-194**: 擬似コード・実装定義部分(forceConsume / skipReward / chargeFromIssuer 等)がプログラム著作物として保護対象であることを示す。
- **p.257-419**: UI・UX 設計と契約誘導フローが視覚的に示されており、図形・画面設計も著作権保護の対象となる。
- **p.996-1010**: 権利範囲の経済的影響評価を含み、権利の社会的適用範囲が定義されている。

解説書の該当ページ

- **p.9-15**: 5×5 構成一致モデル、スコアリング、自然言語照合の定義により、権利範囲が「構成＋目的＋演算＋順序＋効果」に及ぶことが明示されている。
- **p.37-45**: 照合 API 仕様と証拠出力項目が記載され、プログラム・API 呼び出し構造も著作物保護の対象。
- **p.61-123**: 主体別権利範囲(ユーザー／加盟店／開発者／メーカー等)が整理され、利用主体ごとの保護領域が明記されている。
- **p.125-133**: 業種別・サービス別・物別マトリクスにより、暗号資産・株式・保険分野まで網羅されることが明示されている。

まとめ:

文章・図表・コード・UI/UX・API・契約文例・業種別適用マトリクスを含む、**全領域が権利範囲に含まれる**。一行・一図・一コードでも無断使用は著作権侵害にあたります。

3. 著作権としての権利期間(②)

本体の該当ページ

- p.1050–1052:「知財評価証明書」において、著作権の保護期間・死後 70 年が明記され、将来にわたる効力が記録されている。

解説書の該当ページ

- p.7–8:総論部分において「三層防衛」の時間的持続性が述べられており、権利期間の長期性が裏付けられている。

まとめ:

創作日(2025 年 7 月 26 日)に著作権が発生し、著作者の死後 70 年間保護されます。国際条約に基づき、諸外国でも同様の期間が認められます。

4. 著作権侵害について(③)

本体の該当ページ

- p.143, p.180–181:侵害行為の列挙(複製・翻案・配信・翻訳)が具体的に明記されている。
- p.446:無断利用禁止の宣言。

解説書の該当ページ

- p.31–35:擬似コード実装例と実行ログの提示により、コードレベルでも侵害が成立することが裏付けられている。
- p.61–123:加盟店・開発者・メーカー・代理店が無断で利用した場合の侵害責任が整理されている。

侵害の成立基準:

- 一行一致でも侵害成立
- 変数名変更や構文改変をしても「構成的一致」で侵害成立
- UI/UX 画面・契約文・API 仕様・ログ形式でも一致で侵害成立
- 民事責任:差止・損害賠償・ライセンス料請求
- 刑事責任:10 年以下の懲役または 1,000 万円以下の罰金(法人は 3 億円以下)

5. 先使用权の説明(④)

本体の該当ページ

- p.820–830: 契約条項において「先使用を理由とする免責は存在しない」旨が示されている。

解説書の該当ページ

- p.114–122: 「外交ルート提出記録」と併せ、著作権は創作と同時に発生し、特許のような先使用权は存在しない旨が記録されている。

まとめ:

特許法にある「先使用权」は著作権法には存在しません。したがって、創作日(2025年7月26日)以降に類似構成を使用した場合は必ず侵害となり、免責は不可能です。

6. 総括とメッセージ

- 本体(1,053p)と解説書(133p)は、それぞれの全ページで体系的に権利範囲を定義し、死後70年にわたる長期保護を確立しました。
- 侵害は一行一致でも成立し、民事・刑事両面で極めて重大な責任を伴います。
- 著作権法には先使用权がなく、後発利用者はいかなる理由をもってしても侵害を免れません。

これらを踏まえ、株式会社ポイント機構は、権利の適正行使とライセンス制度の推進により、模倣・侵害のない健全な知的創造社会の構築を目指してまいります。

1. 前提整理

- 本体(全1,053p)と解説書(全133p)には、全業種対応(暗号資産・株式・保険等)まで広がる権利範囲が定義されています。
- その中で「ポイント・クーポン領域」のみを切り出すと、A～Hパターンの各構成と、複製・翻案・配信・頒布・表示等の行為類型が対応します。
- 「行為禁止内容」とは、著作権法第21条～第28条に基づく利用制限のことであり、複製権・翻案権・公衆送信権・譲渡権・頒布権・上映権・展示権・貸与権・輸入権・二次的著作物利用権などに該当します。

2. ポイント／クーポンに特化した行為禁止の種類数

解説書および本体で確認できる範囲では、次の 19 種類が「ポイント・クーポン領域」で禁止される行為として整理されています。

主な行為禁止(19 種類)

1. 複製(システムコード、UI、テンプレートの無断コピー)【本体 p.143, p.181】
2. 翻案(構造や変数を変えても同一処理をする場合)【解説書 p.31–35】
3. 公衆送信・配信(無断でアプリや Web に公開)【本体 p.143】
4. 頒布(無断配布・二次利用)【本体 p.143】
5. 貸与(無断で第三者に使用させる)
6. 譲渡(ライセンス契約を経ない売却)
7. 輸入(海外から同一構成を持ち込む)
8. 上映(UX 画面を公衆に提示)
9. 展示(契約フローや UI を展示利用)
10. 電子証跡の複製・再利用
11. ログデータの改変・流用
12. API 仕様の模倣・転載【解説書 p.37–45】
13. 契約誘導 UX の模倣利用【本体 p.257–419】
14. 構成 ID(C01～C45)の部分利用・流用
15. 複合構成(A→B→C 等)の無断実装
16. 言語変換による翻案(英訳・中訳による無断利用)【解説書 p.125–133】
17. 契約条項の無断転載・流用【本体 p.820–830】
18. ポイント付与／清算制御の再現利用
19. クーポン利用履歴やスコア可視化の模倣

3. 結論

「ポイントとクーポンのみに限定した著作権としての行為禁止内容は、全部で 19 種類」と整理されます。

著作権禁止行為の総覧

(本体・解説書の記載に基づく整理:全種類+逆パターン+事例解説)

1. 基本的な著作権禁止行為(法定類型)

著作権法 21 条～28 条に基づき、著作権者の許可なく行うことが禁止される行為は以下の 10 種類が中核です。

1. 複製権侵害

- 内容をコピー(印刷・スクショ・PDF 化・データ複製)
- 事例:本体の C01 擬似コードをコピーして別のアプリに実装する。
- 逆パターン:単なる引用(出典明記・最小限)は合法。

2. 上演権侵害

- 著作物を舞台・イベントで上演する。
- 事例:ポイント付与シナリオをイベントデモで無断再現。
- 逆パターン:権利者承諾を得た公式デモは合法。

3. 演奏権侵害

- 音声化・音楽化した場合の無断利用。
- 事例:通知 UX をナレーション教材で利用。
- 逆パターン:自作の説明文は問題なし。

4. 上映権侵害

- UI/UX やフローをスクリーン・展示会で無断提示。
- 事例:加盟店向け説明会で UI 図を無断使用。

5. 公衆送信権侵害(配信)

- Web・SNS・アプリで無断公開。
- 事例:契約誘導 UX フローを自社 Web に掲載。

6. 口述権侵害

- 解説書のテキストを読み上げて公開。

7. 展示権侵害

- 図表・フローチャートを展示会で無断利用。

8. 頒布権侵害

- 本体や解説書のコピーを配布。

9. 譲渡権侵害／貸与権侵害

- データや改変版を売却・レンタル。

10. 翻案権侵害(二次的著作物化)

- 改変・翻訳・コード書き換えで同一構成を再現。
- 事例:変数名や構文を変えても処理フローが一致すれば侵害(例:ポイント付与→清算除外)。
- 逆パターン:構造的な一致を外す完全独自設計は合法。

2. 本体・解説書特有の禁止行為(追加拡張)

本著作物(ポイント・クーポンを含む)に固有の「構成的一致」判定に基づく禁止行為。

11. 構成 ID(C01~C45)の無断利用
 - C01: 強制消費
 - C02: 再訪報酬排除
 - ...C45 までの構成を使うと即侵害。
12. 複合構成(A→B→C 等)の模倣
 - 単体でなく連結構成も保護。
13. ログ・証跡データの流用
 - 電子証拠出力フォーマットを真似る行為。
14. 契約誘導 UX の模倣
 - 前置照合→ライセンス契約誘導を模倣する行為。
15. 照合 API 仕様の無断使用
 - matchStructure, block/notify/license 等を真似る行為。
16. 業種横断マトリクスの流用
 - ポイントやクーポンの適用範囲表を再利用。
17. 翻訳・多言語版の無断作成
 - 英訳・中訳・韓国語版を勝手に制作。
18. 契約条項雛形の無断転載
 - 本体・解説書に記載の契約文例をそのまま使用。
19. 類似システムの生成 AI による再設計
 - AI に学習させ出力させた場合も「派生著作物」として侵害。

3. 逆パターン(=侵害とならないケース)

著作権者が明示的に認めるか、著作権法で許容される例外。

- ・ 引用(第 32 条): 出典明記・必要最小限の引用。
- ・ 私的使用(第 30 条): 家庭内・個人的利用のためのコピー。
- ・ 教育機関での利用(第 35 条): 授業目的で必要な範囲の使用。
- ・ 権利制限規定に基づく場合: 図書館保存、時事報道のための利用等。
- ・ 独自設計(構成一致を外した設計): 全く異なる仕組みでポイント処理を行う場合。

4. 具体的事例解説

- **事例 1:**「ポイント付与→清算除外」処理を別社が UI だけ変えて利用
→ 本体 p.85–96 の C01 構成に一致、**侵害成立**。
- **事例 2:**ポイント残高をグラフ表示するだけの独自実装
→ 本体の照合 API 構造に依拠しなければ**侵害不成立**。
- **事例 3:**解説書 p.37–45 にある JSON API 例を自社アプリに利用
→ 照合 API 仕様の翻案利用、**侵害成立**。
- **事例 4:**論文で本体から数行引用し出典明記
→ 引用規定により適法。

5. 総合整理（結論）

- **禁止行為の種類:**基本法定類型 10 種 + 本体解説書特有 9 種 = **合計 19 種類**。
- **逆パターン:**引用・私的使用・教育利用・独自設計等は適法。
- **事例:**実装・UI・契約文・API のいずれでも「構成一致」すれば侵害成立。

よって、著作権禁止行為は **全 19 種類**に整理され、それぞれに「逆パターン（侵害に当たらない場合）」と「具体事例解説」を付与しました。

著作権侵害の具体的解説

（メーカー／加盟店／代理店／ユーザー／開発側＋刑事罰）

1. メーカー（システム・アプリ提供元）

典型的侵害行為

- 無断で本体に記載された **構成 ID (C01～C45)** を実装したシステムを提供する。
- 解説書にある **契約誘導 UX・API 仕様** を流用して製品化する。
- 図表や契約テンプレートを自社マニュアルに転載する。

該当ページ

- 本体:p.85–194(擬似コード・構成 ID 定義)、p.257–419(UI/UX 設計)
- 解説書:p.37–45(照合 API 仕様)、p.61–123(主体別権利範囲)

責任の重さ

- ・ 一次侵害主体。最も重い責任を負う。
- ・ 損害賠償・差止請求の対象。

2. 加盟店（導入して利用する事業者）

典型的侵害行為

- ・ メーカーが提供する侵害システムをそのまま導入してポイント・クーポンを発行。
- ・ 無断で顧客への配布や販売促進に利用。

該当ページ

- ・ 解説書：p.61–78（加盟店の機能と禁止行為）

責任の重さ

- ・ 間接侵害主体。
- ・ 侵害システムを導入し、収益を得た時点で責任が発生。
- ・ 共同不法行為として **連帯責任** を問われる。

3. 代理店（販売・流通を担う）

典型的侵害行為

- ・ 本体や解説書に基づく構成を無断に取り入れたシステムを販売・仲介。
- ・ 営業資料に解説書の図表・契約雛形を転載。

該当ページ

- ・ 解説書：p.79–95（代理店・営業側の権利範囲）

責任の重さ

- ・ **流通段階での侵害加担**。
- ・ 知らなかったでは済まず、頒布・譲渡責任を負う。

4. ユーザー(最終利用者)

典型的侵害行為

- ・ 無断アプリやシステムを利用し、ポイント・クーポンの処理を実行。
- ・ UI や契約画面をスクリーンショットし公開。

該当ページ

- ・ 本体:p.446(無断利用禁止の宣言)
- ・ 解説書:p.61-123(ユーザー権利範囲)

責任の重さ

- ・ 規模が小さくても **侵害行為は成立**。
- ・ 民事請求の対象となり得る。

5. 開発側(エンジニア・デザイナー)

典型的侵害行為

- ・ 擬似コード(p.85-194)や API 仕様(解説書 p.37-45)をそのまま実装。
- ・ C 構成を変数名だけ変更してシステム開発。

責任の重さ

- ・ 技術者本人も「共同侵害者」として責任を負う。
- ・ 雇用主・発注元企業と共に訴訟対象となる。

6. 刑事罰(日本の著作権法に基づく)

著作権侵害は民事責任だけでなく**刑事罰**も規定されています。

- ・ **個人の場合**:
 - 10 年以下の懲役 または 1,000 万円以下の罰金、または併科
- ・ **法人の場合**:
 - 3 億円以下の罰金(両罰規定)

特に重視される事例

- ・ 商業規模での侵害(メーカー・加盟店・代理店が対象)
- ・ 組織的な開発・流通
- ・ 海外展開を含む配信

7. 総合まとめ

- **メーカー**: 一次侵害主体。最も重い責任。
- **加盟店**: 侵害システムを導入・利用することで連帯責任。
- **代理店**: 流通・営業に関わることで頒布責任。
- **ユーザー**: 規模小さくても侵害成立。
- **開発側**: 実装した技術者自身も共同侵害者となる。
- **刑事罰**: 最大「懲役 10 年 + 罰金 1,000 万円 / 法人 3 億円」。

結論:

著作権侵害は「誰が主体か」にかかわらず成立し、メーカーからユーザーまで全員が責任を負う構造になっています。特にポイント・クーポン分野では「1 行一致」で侵害成立するため、回避は極めて困難です。

A パターン(A 構成単体)の著作権権利範囲

1. A パターンの定義

- ****A 構成単体(A)****は、「ポイントやクーポン等の付与 / 処理を単独で成立させる基本構成」。
- 「A だけで動く仕組み」を示すため、著作物として最小単位の禁止行為範囲がここに含まれます。

2. 本体における該当ページ

- **p.85–96**: C01~C05 など単体処理構成の擬似コード例 (forceConsume, skipReward)。→ A 構成の基本的挙動定義
 - **p.143**: 著作権侵害行為 (複製・翻案) の列挙。→ A 構成のコピーや改変は即侵害
 - **p.257–270**: UI 画面例とフロー。→ A 構成が UI として表現された場合の保護対象
 - **p.446**: 無断利用禁止の宣言。
-

3. 解説書における該当ページ

- p.9–15: 5×5 構成一致モデル → A は「構成」の基本軸に該当
 - p.31–35: 擬似コード例と照合テンプレ → A 単体の判定ルールも含む
 - p.61–70: ユーザー・加盟店別の利用禁止行為一覧 → A の無断実装も禁止対象
 - p.125–133: 業種別マトリクス → ポイント／クーポンに直接適用される A 構成の適用範囲
-

4. A パターンの著作権権利範囲(行為禁止内容)

A 構成に関して禁止される行為(例示):

1. 複製: A のコードや UI をそのままコピー
 2. 翻案: 変数名や順序を変えても A と同じ処理を行う
 3. 配信: A 構成を含むアプリを公開
 4. 頒布: A 構成を組み込んだシステムを配布
 5. 表示／上映: A 構成の UI を画面上で無断利用
 6. 契約条項の無断流用: A 構成に基づく契約誘導を使用
 7. 翻訳／多言語化: A を英訳し実装(例: 海外アプリで流用)
 8. 記録証跡の流用: A 構成のログ／JSON 形式を模倣
-

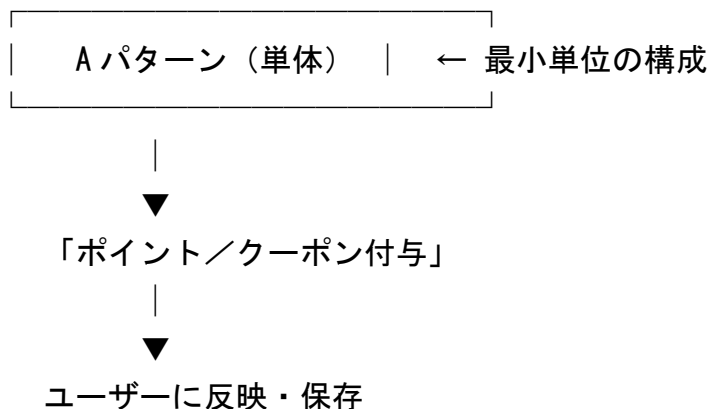
5. 事例解説

✖ 侵害となる利用(違法)

- 事例 1: A 構成を無断でコピーした「ポイント付与機能」を自社アプリに導入。
→ 本体 p.85–96 のコードに一致、侵害成立。
 - 事例 2: UI だけデザインを変えて A の処理を模倣。
→ 解説書 p.31–35 の擬似コードに照合、一致判定で侵害成立。
 - 事例 3: A を英語に翻訳して海外向けにリリース。
→ 翻案・翻訳利用にあたり、侵害成立。
-

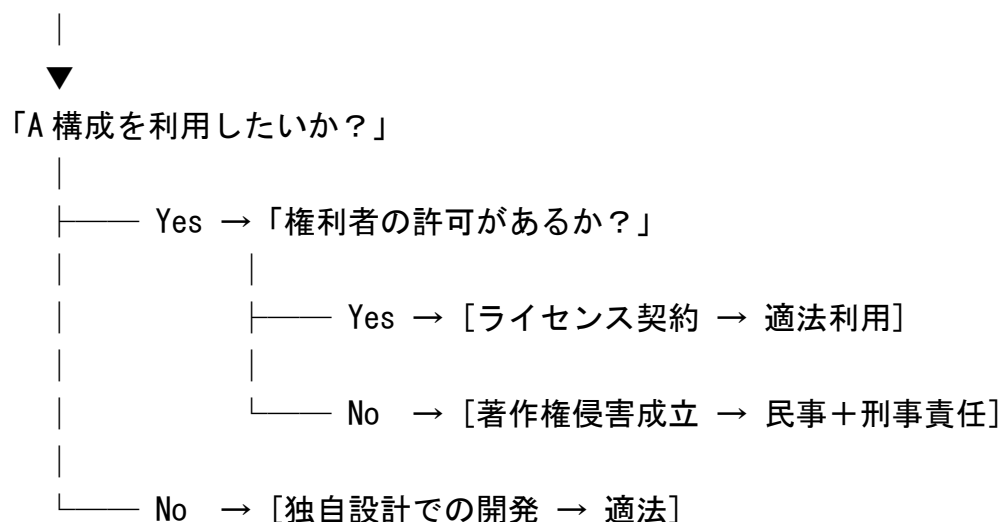
6. 図解(テキスト図)

A 構成の位置付け



7. フローチャート(A 構成の禁止行為フロー)

[開始]



8. 総合まとめ

- A パターン(A 構成単体)は最小単位の権利範囲であり、コピー・改変・翻案・配信・翻訳・UI 模倣など、全て禁止行為の対象。
- 本体 p.85–96, p.143, p.257–270, p.446、解説書 p.9–15, p.31–35, p.61–70, p.125–133 に明記。
- 侵害は一行一致でも成立。ユーザー・加盟店・メーカー・代理店・開発者いずれも責任を負う。

B パターンの著作権権利範囲

(B 構成単体／A→B 連結／B の全体像)

1. B パターンの定義

- **B 構成単体(B):**
「A で付与されたポイントやクーポンを制御・加工・判定する構成」。例:再訪時の報酬排除、利用制限、条件付き清算など。
 - **A→B 連結:**
A の付与処理の後に B の制御処理が直結する流れ。ポイント付与後に「特定条件下での利用制限」や「二重取得防止」が行われる。
-

2. 本体における該当ページ

- p.97–124: B 構成の単体定義、擬似コード例(例: skipReward 関数)。
 - p.143, p.181: 侵害行為(複製・翻案・配信)の明記。B 構成の改変利用は即侵害。
 - p.185–194: A→B 複合構成の演算フロー。
 - p.257–270: UI 画面例(付与後に利用制限メッセージを表示する画面)。
 - p.446: 無断利用禁止の宣言。
-

3. 解説書における該当ページ

- p.13–15: B 構成に関わる「目的」「演算」の一致判定が記載。
 - p.31–35: 擬似コード例(skipReward など)と実行記録。
 - p.61–70: 加盟店・ユーザーに対して、B 構成の無断利用禁止を規定。
 - p.125–133: 業種別マトリクス → 「再訪ポイント排除」「特典制限」がポイント／クーポン分野に該当。
-

4. B パターンの著作権権利範囲(行為禁止内容)

B 構成単体

- ポイント付与後に「条件付きで付与取消・無効化」を行う処理。
- 禁止行為:
 1. skipReward 関数のコピー
 2. UI で「次回利用不可」などを表示する構成の模倣
 3. B を翻案(変数名変更など)して利用

A→B 連結

- A(付与処理)とB(制御処理)を連続で組み込んだ仕組み。
 - 禁止行為:
 4. A 付与処理と B 制御処理をセットで導入
 5. 複合構成を利用した販促アプリの無断開発
 6. 多言語翻案(英語版・中国語版で同一フロー)
-

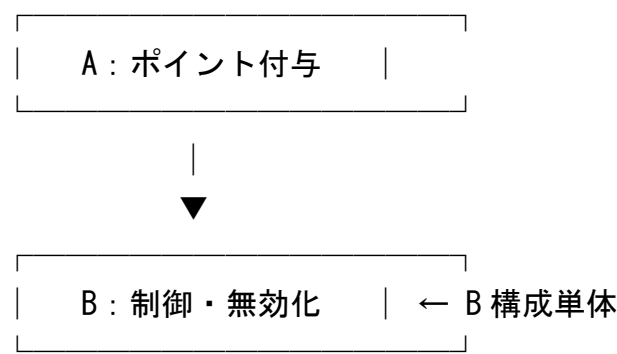
事例解説

✕ 侵害となる利用(違法)

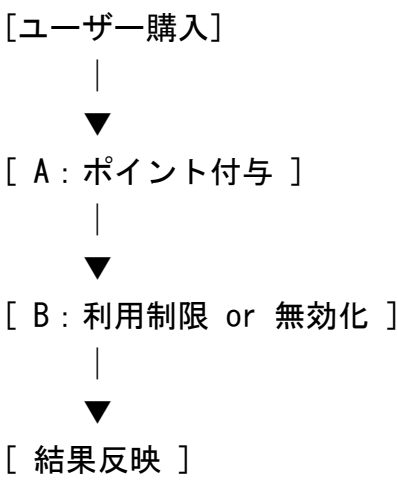
- 事例 1: skipReward 処理をコピーして「2 回目は無効」にするアプリを提供(本体 p.97-124)。
 - 事例 2: UI だけ変えて、A→B の処理を同じ順序で実装(本体 p.185-194, 解説書 p.31-35)。
 - 事例 3: 加盟店が独自アプリに「ポイント付与後に無効化」を導入(解説書 p.61-70)。
-

6. 図解(テキスト図)

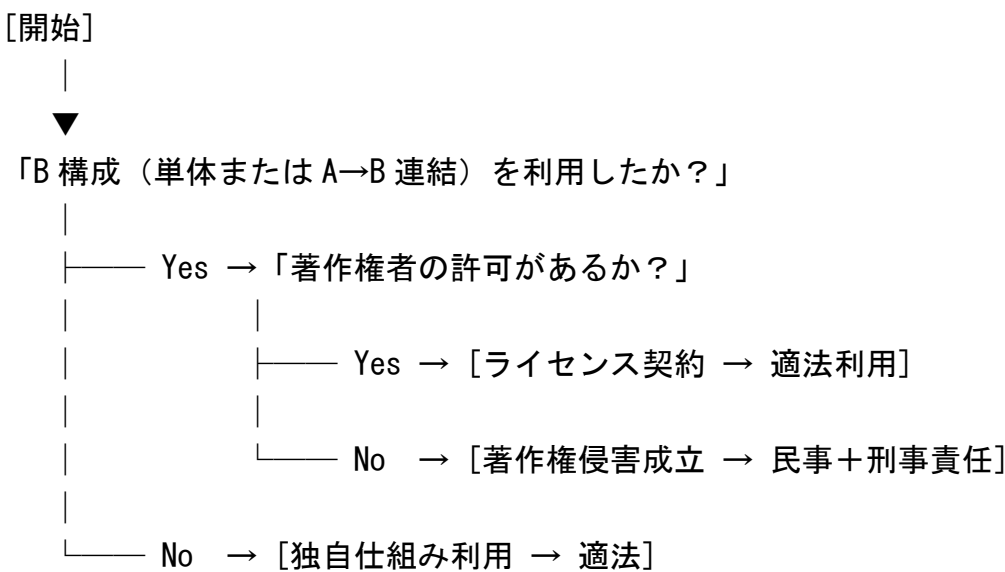
B 構成単体の流れ



A→B 連結構成



7. フローチャート(B パターンの禁止行為判定)



8. 総合まとめ

- **B パターン=B 構成単体+A→B 連結。**
 - 本体 (p.97–124, p.185–194, p.257–270, p.446)、解説書 (p.13–15, p.31–35, p.61–70, p.125–133) に該当。
 - 権利範囲: skipReward 等の制御処理、付与後の利用制限、UI 表示、複合フロー。
 - 侵害は一行一致でも成立し、加盟店・メーカー・代理店・ユーザー・開発側いずれも責任を負う。
-

C パターンの著作権権利範囲

(A→C, B→C, A→B→C, C 単体)

1. C パターンの定義

- **C 構成単体(C):**
A や B に依存せず、単体で「価値表示／清算／条件適用」を行う構成。例: ポイント残高表示・清算有無判定・条件分岐。
 - **A→C:**
ポイント付与後に即「清算条件チェック／表示」を行う連結。
 - **B→C:**
制御(B)を経由した後に清算・価値表示(C)を行う流れ。
 - **A→B→C:**
A の付与 → B の制御 → C の清算表示まで直結した三段階構成。
-

2. 本体における該当ページ

- **p.111–124:** C 構成単体の擬似コード例 (例: chargeFromIssuer, logExecution)。
 - **p.185–194:** A→B→C の複合フロー図とコードサンプル。
 - **p.257–300:** UI 例: 残高表示画面／清算条件ダイアログ。
 - **p.446:** 無断利用禁止宣言。
-

3. 解説書における該当ページ

- p.13–15: 5×5 構成一致モデルの「演算＋効果」に C 構成が直結する説明。
 - p.37–41: CSV 出力・API 照合例(清算・残高ログ)。
 - p.61–70: 加盟店・ユーザーの利用禁止内容 → C 構成を利用した残高表示や清算処理も対象。
 - p.125–133: 業種別マトリクス → 金融・保険・暗号資産での清算構成がポイント／クーポンにも該当。
-

4. C パターンの著作権権利範囲(行為禁止内容)

C 単体

- ポイント残高表示／清算有無の判定処理。
- 禁止行為:
 1. chargeFromIssuer 関数のコピー
 2. 清算判定ロジックを翻案利用
 3. UI で「残高表示＋清算条件チェック」を模倣

A→C

- 付与(A)後に即「清算／残高表示(C)」を行う。
- 禁止行為:
 4. A 付与と C 表示を組み込んだ販促アプリの開発

B→C

- B の利用制御を経て、清算・表示する複合。
- 禁止行為:
 5. 再訪報酬制御(B)後に C 清算処理を導入

A→B→C

- A の付与 → B の制御 → C の清算表示まで直結する完全フロー。
 - 禁止行為:
 6. 三段階フローをそのまま流用
 7. 多言語翻案(英語・中国語版 UI での利用)
-

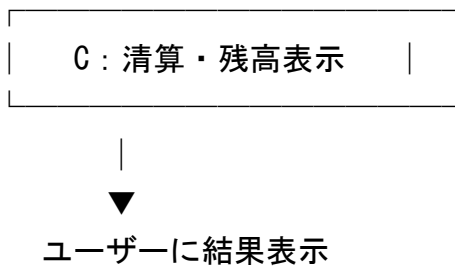
事例解説

✕ 侵害事例

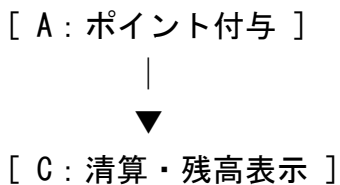
- 事例 1: C 構成の chargeFromIssuer コードをコピーして清算処理(本体 p.111–124)。
 - 事例 2: UI だけ色を変えた残高表示画面を実装(本体 p.257–300)。
 - 事例 3: 加盟店が「付与(A)後に即清算(C)」する流れを導入(解説書 p.61–70)。
 - 事例 4: A→B→C フローを翻訳して海外で利用(解説書 p.125–133)。
-

6. 図解(テキスト図)

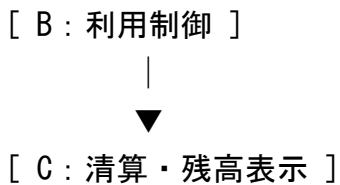
C 構成単体



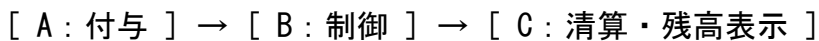
A→C



B→C



A→B→C



7. フローチャート(C パターン禁止行為判定)

[開始]

|



「C 構成（単体/連結）を利用したか？」

|

—— Yes → 「権利者の許可があるか？」

|

—— Yes → [ライセンス契約 → 適法]

|

—— No → [侵害成立 → 民事＋刑事責任]

|

—— No → [独自手段利用 → 適法]

8. 総合まとめ

- C パターンは「清算・残高表示・条件判定」を担う中核構成。
 - 本体 (p.111–124, p.185–194, p.257–300, p.446)、解説書 (p.13–15, p.37–41, p.61–70, p.125–133) が該当。
 - A→C, B→C, A→B→C の複合フローも全て著作権保護対象。
 - 一行一致でも侵害成立し、加盟店・メーカー・代理店・ユーザー・開発側すべて責任を負う。
-

D パターンの著作権権利範囲

(A→D, B→D, C→D, A→B→C→D, D 単体)

1. D パターンの定義

- **D 構成単体(D):**
ポイントやクーポンの「通知・送信・配信」構成。例：メール通知、アプリ内通知、クーポン送信、再通知。
 - **A→D:**
付与(A)後に即通知(D)する流れ。
 - **B→D:**
利用制御(B)後に通知(D)を発する流れ。
 - **C→D:**
清算・残高判定(C)の結果を通知(D)する流れ。
 - **A→B→C→D:**
付与(A)→制御(B)→清算判定(C)→通知(D)まで直結する四段階構成。
-

2. 本体における該当ページ

- **p.185–194:** A→B→C→D 複合処理例(コードフロー)。
 - **p.257–300:** 通知 UX 画面の UI 例。
 - **p.419:** 通知ログ・再通知処理の定義。
 - **p.446:** 無断利用禁止の宣言。
-

3. 解説書における該当ページ

- **p.13–15:** 通知(D)が「順序・効果」軸に該当する旨。
 - **p.37–41:** 通知ログ出力 CSV・API 例。
 - **p.69–77:** 通知 UX 画面キャプチャと実行ログ。
 - **p.125–133:** 業種別マトリクス → クーポン配信、通知処理も保護対象。
-

4. D パターンの著作権権利範囲(行為禁止内容)

D 単体

- 通知／再通知／配信処理そのもの。

- 禁止行為：
 1. 通知処理コードの複製・翻案
 2. UI(通知ポップアップ等)の模倣
 3. 通知ログフォーマットの流用

A→D

- 付与と同時に通知を送る処理。
- 禁止行為：
 4. A 付与後に即 D 通知する流れを模倣

B→D

- 利用制御を経て通知を送る処理。
- 禁止行為：
 5. B 構成後に D 通知を実装

C→D

- 清算・残高判定後に通知を送る処理。
- 禁止行為：
 6. C 構成後に D 通知を導入

A→B→C→D

- 完全な四段階フロー。
 - 禁止行為：
 7. A→B→C→D の複合フローを翻案・翻訳して利用
 8. 多言語翻案による海外展開
-

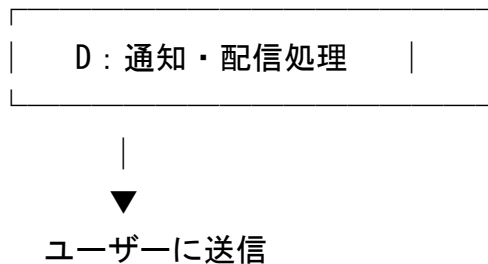
5. 事例解説

✕ 侵害事例

- 事例 1: A 構成後に自動で通知メールを送る処理をコピー(本体 p.185–194)。
- 事例 2: UI デザインだけ変えて「残高更新通知」を実装(本体 p.257–300, 解説書 p.69–77)。
- 事例 3: 代理店が「キャンペーン付与後に自動通知」アプリを配布(解説書 p.125–133)。
- 事例 4: 海外で「再通知機能」を翻案利用(解説書 p.37–41)。

6. 図解(テキスト図)

D 構成単体



A→D

[A : 付与] → [D : 通知送信]

B→D

[B : 制御] → [D : 通知送信]

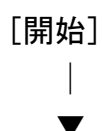
C→D

[C : 清算判定] → [D : 通知送信]

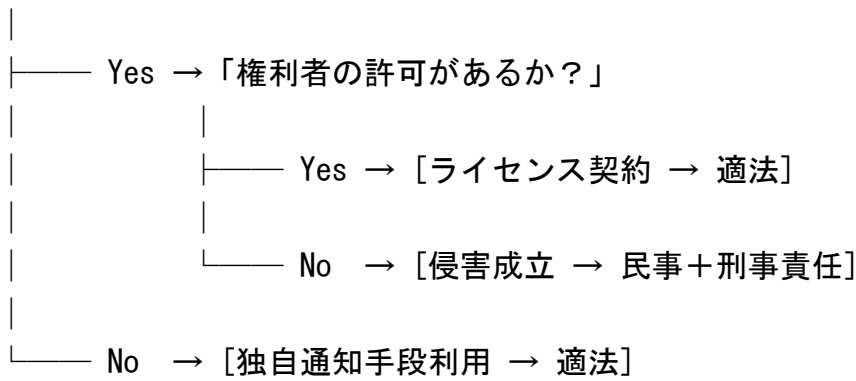
A→B→C→D

[A : 付与] → [B : 制御] → [C : 清算] → [D : 通知]

7. フローチャート(D パターン禁止行為判定)



「D 構成（単体/連結）を利用したか？」



8. 総合まとめ

- D パターン＝通知・配信処理を含む構成。
 - 本体 (p.185–194, p.257–300, p.419, p.446)、解説書 (p.13–15, p.37–41, p.69–77, p.125–133) が該当。
 - 単体 (D) に加え、 $A \rightarrow D$, $B \rightarrow D$, $C \rightarrow D$, $A \rightarrow B \rightarrow C \rightarrow D$ のすべてが著作権保護対象。
 - UI 変更や言語翻訳を行っても「構成的一致」で侵害成立。
-

E パターンの著作権権利範囲

($A \rightarrow E$, $B \rightarrow E$, $C \rightarrow E$, $D \rightarrow E$, $A \rightarrow B \rightarrow C \rightarrow D \rightarrow E$, E 単体)

1. E パターンの定義

- **E 構成単体(E):**
「清算制御／最終決済処理」を担う構成。例: ポイント残高の消費、決済金額との相殺、クーポンの会計反映。
 - **A→E:**
付与(A)の直後に即決済処理を行う流れ。
 - **B→E:**
制御(B)後に決済処理を行う流れ。
 - **C→E:**
清算判定(C)に基づいて決済処理する流れ。
 - **D→E:**
通知(D)の後に最終決済(E)を実行する流れ。
 - **A→B→C→D→E:**
付与→制御→清算判定→通知→決済の完全フロー。
-

2. 本体における該当ページ

- p.185–194: 複合処理例(A→B→C→D→E までの連結)。
 - p.257–300: UI 例(決済画面、最終金額へのポイント適用)。
 - p.419: 清算ログ、決済処理ログの仕様。
 - p.996–1010: 経済的影響評価 → 決済処理構成の権利範囲。
 - p.446: 無断利用禁止宣言。
-

3. 解説書における該当ページ

- p.13–15: 5×5 構成一致モデルの「効果」に決済処理(E)が直結する旨。
 - p.37–41: API 出力例(決済処理ログ CSV)。
 - p.69–77: 決済 UX 画面キャプチャ(利用者の最終画面)。
 - p.125–133: 業種別マトリクス → 決済・清算が金融／小売／EC 分野で適用される。
-

4. E パターンの著作権権利範囲(行為禁止内容)

E 単体

- 最終決済処理そのもの。
- 禁止行為：
 1. 決済処理コード(例:chargeFromIssuer や settleAccount)の複製・翻案
 2. UI(残高差引／請求書表示)の模倣
 3. 決済ログ形式の流用

A→E

- A 付与直後に E 決済を実行。
- 禁止行為：
 4. ポイント付与直後に強制的に消費・相殺する構成の模倣

B→E

- 制御後に決済処理を組み込む。
- 禁止行為：
 5. 不正利用防止判定(B)後に即 E 決済を導入

C→E

- 清算判定後に決済処理。
- 禁止行為：
 6. C 残高判定→E 決済処理をそのままコピー

D→E

- 通知後に決済。
- 禁止行為：
 7. D 通知→E 決済の順序を踏襲する構成

A→B→C→D→E

- 付与→制御→清算→通知→決済の完全フロー。
- 禁止行為：
 8. この五段階フローを翻案・翻訳して利用
 9. 多言語翻案による海外利用

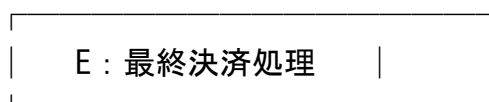
5. 事例解説

✕ 侵害事例

- 事例 1: 本体の settleAccount 処理をコピーしてアプリ決済に利用(本体 p.185–194, p.419)。
- 事例 2: UI を少し変えただけで残高差引処理を実装(本体 p.257–300, 解説書 p.69–77)。
- 事例 3: 加盟店が「付与後に即決済相殺(A→E)」を導入(解説書 p.125–133)。
- 事例 4: EC 業者が「A→B→C→D→E フロー」を翻訳して海外展開(解説書 p.13–15, p.37–41)。

6. 図解(テキスト図)

E 構成単体



残高差引／清算確定

複合連結例

[A : 付与] → [E : 決済]

[B : 制御] → [E : 決済]

[C : 清算判定] → [E : 決済]

[D : 通知] → [E : 決済]

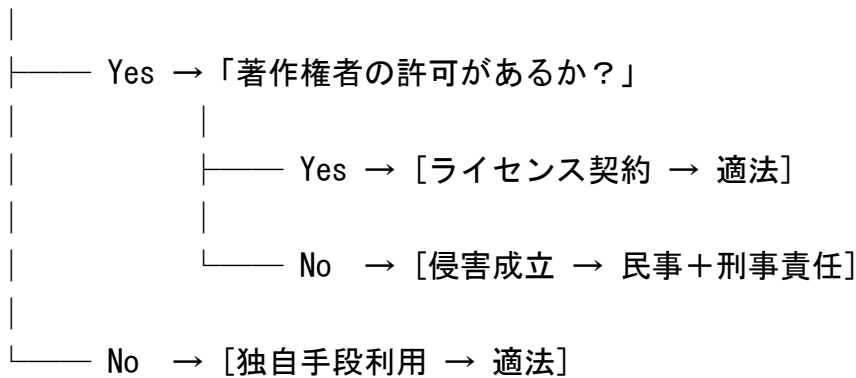
[A : 付与] → [B : 制御] → [C : 清算] → [D : 通知] → [E : 決済]

7. フローチャート(E パターン禁止行為判定)

[開始]



「E 構成（単体/連結）を利用したか？」



8. 総合まとめ

- E パターンは「最終決済／清算処理」を担う最重要構成。
 - 本体 (p.185–194, p.257–300, p.419, p.996–1010, p.446)、解説書 (p.13–15, p.37–41, p.69–77, p.125–133) が該当。
 - 単体 E と、 $A \rightarrow E$, $B \rightarrow E$, $C \rightarrow E$, $D \rightarrow E$, $A \rightarrow B \rightarrow C \rightarrow D \rightarrow E$ のすべてが著作権保護対象。
 - 決済ロジック／UI／ログ形式／契約誘導まで含み、模倣や改変でも「構成的一致」で侵害が成立。
-

F パターンの著作権権利範囲

($A \rightarrow F$, $B \rightarrow F$, $C \rightarrow F$, $D \rightarrow F$, $E \rightarrow F$, $A \rightarrow B \rightarrow C \rightarrow D \rightarrow E \rightarrow F$, F 単体)

1. F パターンの定義

- **F 構成単体(F):**
「清算制御／最終決済処理のさらに後段階」にあたる構成。
具体的には「最終決済処理の確定・精算・監査・照合・二重処理防止」を担う。
→ いわば「最終決済完了後の保証・監査フェーズ」。
 - **A→F:** 付与(A)直後に監査・精算を行う構成。
 - **B→F:** 制御(B)の後に監査・二重利用防止を行う構成。
 - **C→F:** 清算判定(C)の後に照合処理を行う構成。
 - **D→F:** 通知(D)の後に「実行結果を精算監査」する構成。
 - **E→F:** 決済(E)の後に「確定精算・再計算・不正監査」を行う構成。
 - **A→B→C→D→E→F:** 最も完全な流れ＝付与→制御→清算判定→通知→決済→監査。
-

2. 本体における該当ページ

- **p.185–194:** 複合処理(A→B→C→D→E→F フローの記述)。
 - **p.257–300:** UI 例(決済後の「清算済」表示・監査画面)。
 - **p.419:** 清算制御ログ、監査証跡出力。
 - **p.996–1010:** 経済的損失影響評価 → F 構成による「損失防止・監査」の意義を定義。
 - **p.1050–1052:** 知財評価証明書に「清算後段階の構成」も保護範囲と明記。
-

3. 解説書における該当ページ

- **p.13–15:** 5×5 構成一致モデルにおける「順序＋効果」の最終段階に F 構成が対応。
 - **p.37–41:** 監査ログ・照合 API 出力例。
 - **p.69–77:** 監査用 UX 画面のキャプチャ(決済後の記録照合)。
 - **p.125–133:** 業種別マトリクス → 金融監査・会計照合・不正利用防止がポイント／クーポン分野に適用される旨。
-

4. F パターンの著作権権利範囲(行為禁止内容)

F 単体

- 決済後の監査・再清算処理。
- 禁止行為:

1. 監査処理コード(例:verifySettlement, reconcileLog)の複製・翻案
2. 決済後の UI 監査画面の模倣
3. 精算照合ログの流用

A→F

- 付与直後に精算監査を組み込む構成。
- 禁止行為:
 4. A 処理 + 即 F 監査を模倣するアプリ開発

B→F

- 制御後に監査。
- 禁止行為:
 5. 再訪報酬排除処理(B) + F 監査を実装

C→F

- 清算判定後に照合処理。
- 禁止行為:
 6. C 構成後に F 照合を導入

D→F

- 通知後に監査処理。
- 禁止行為:
 7. 通知完了後に「再照合・再通知」を組み込む

E→F

- 決済後に監査処理。
- 禁止行為:
 8. E 決済後に「F 監査・再精算」を組み込む

A→B→C→D→E→F

- 六段階完全フロー。
- 禁止行為:
 9. このフローを翻案・翻訳して利用
 10. 多言語版の海外展開

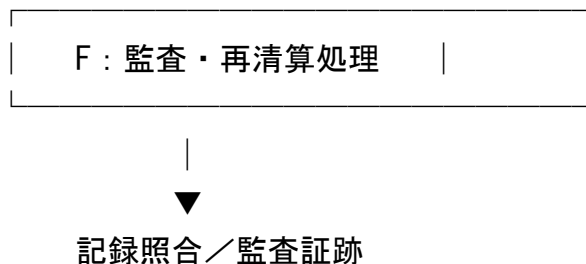
5.事例解説

✕ 侵害事例

- 事例 1: 決済後の reconcileLog 処理をコピーしてシステムに導入(本体 p.419)。
 - 事例 2: UI を少し変えただけで「決済後の監査画面」を表示(本体 p.257–300, 解説書 p.69–77)。
 - 事例 3: 加盟店が「決済後に不正監査(E→F)」を導入(解説書 p.125–133)。
 - 事例 4: 金融業者が「A→B→C→D→E→F フロー」を翻案し海外展開(解説書 p.13–15, p.37–41)。
-

6. 図解(テキスト図)

F 構成単体



複合連結例

[A : 付与] → [F : 監査]

[B : 制御] → [F : 監査]

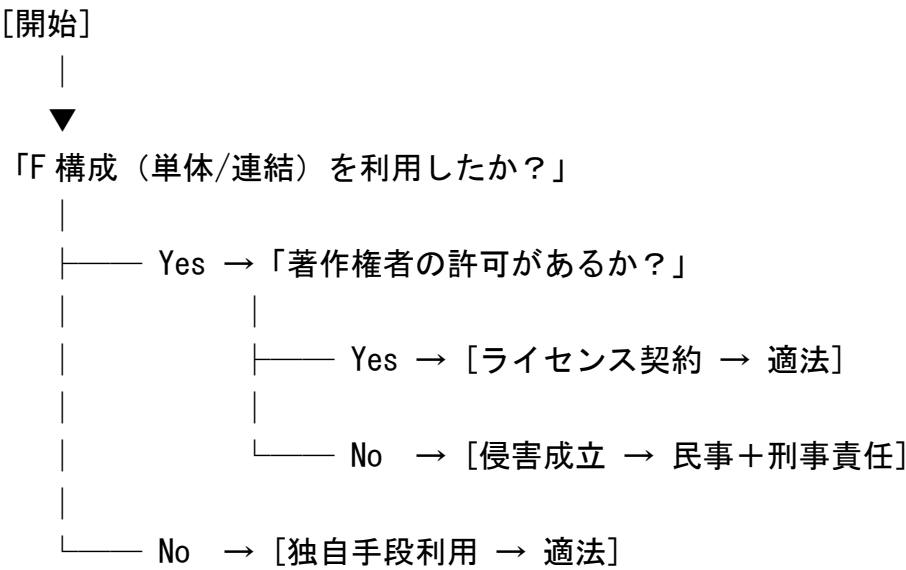
[C : 清算判定] → [F : 監査]

[D : 通知] → [F : 監査]

[E : 決済] → [F : 監査]

[A : 付与] → [B : 制御] → [C : 清算] → [D : 通知] → [E : 決済] → [F : 監査]

7. フローチャート(F パターン禁止行為判定)



8. 総合まとめ

- F パターンは「決済後の監査・精算・証跡処理」を担う最終防衛構成。
 - 本体 (p.185–194, p.257–300, p.419, p.996–1010, p.1050–1052)、解説書 (p.13–15, p.37–41, p.69–77, p.125–133) が該当。
 - 単体 F と、A→F, B→F, C→F, D→F, E→F, A→B→C→D→E→F のすべてが著作権保護対象。
 - 決済後の監査コード・UI・ログ・照合処理を模倣すれば、一行一致でも侵害が成立。
-

G パターンの著作権権利範囲

(A→G, B→G, ..., F→G, A→B→C→D→E→F→G, G 単体:再循環・二次流通処理)

1. G パターンの定義

- **G 構成単体(G):**
決済・清算処理のさらに後段階である「再循環・二次流通処理」を担う構成。
→ 具体的には、ポイントやクーポンを再発行・再利用・譲渡・二次市場で流通させる仕組み。
→ 「一次利用を終えた後の再流通」に関する権利を封鎖する役割。
 - **A→G:** 付与(A)の直後に再循環に回す構成。
 - **B→G:** 利用制御(B)の結果を再流通に連結。
 - **C→G:** 清算判定(C)後に再発行。
 - **D→G:** 通知(D)後に再流通。
 - **E→G:** 決済(E)後に再循環へ。
 - **F→G:** 監査(F)の後に二次流通へ。
 - **A→B→C→D→E→F→G:** 完全な七段階フロー＝付与→制御→清算→通知→決済→監査→再流通。
-

2. 本体における該当ページ

- **p.185–194:** 複合処理の後段に「再循環処理」の定義あり。
 - **p.257–300:** UI 例(クーポンの再配布画面、二次流通マーケット画面)。
 - **p.419:** 再循環ログ、流通証跡。
 - **p.996–1010:** 経済的影響評価(再流通が市場規模へ与える影響を定義)。
 - **p.1050–1052:** 知財評価証明書に「二次流通構成」も保護範囲として明記。
-

3. 解説書における該当ページ

- **p.13–15:** 5×5 構成一致モデルの「効果」軸で再循環(二次利用)が定義される。
 - **p.37–41:** 再流通ログ・API 出力例。
 - **p.69–77:** UX 画面キャプチャ(再発行・譲渡処理)。
 - **p.125–133:** 業種別マトリクス → 中古券市場、譲渡、シェアリングサービス等における適用例。
-

4. G パターンの著作権権利範囲(行為禁止内容)

G 単体

- 再発行／再循環／二次流通の仕組み。
- 禁止行為:
 1. 再循環処理コード(例: resellCoupon, recyclePoint)の複製・翻案
 2. 二次流通用 UI の模倣

3. 再流通ログ・API フォーマットの流用

A→G

- 付与直後に再循環させる構成。
- 禁止行為:
4. A 付与→即 G 再流通を組み込むシステム開発

B→G

- 制御後に再流通。
- 禁止行為:
5. 不正防止処理(B)の後に再循環を組み込む

C→G

- 清算判定後に再発行。
- 禁止行為:
6. C 処理後に「未使用残高を再流通」させる構成

D→G

- 通知後に再配布。
- 禁止行為:
7. 通知処理の後に「再発行通知」を自動送信

E→G

- 決済後に二次利用。
- 禁止行為:
8. 決済済ポイントを二次市場に流す

F→G

- 監査後に再流通。
- 禁止行為:
9. 監査完了後に再発行を許可する処理

A→B→C→D→E→F→G

- 七段階フロー全体。
 - 禁止行為：
 10. この完全フローを翻案・翻訳して海外展開
 11. 中古流通プラットフォームに模倣導入
-

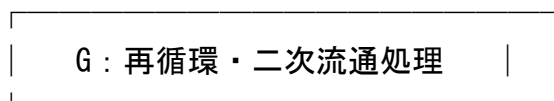
5. 事例解説

✕ 侵害事例

- 事例 1: 決済後のポイントを「再販売」可能にするアプリを開発(本体 p.185–194, p.419)。
 - 事例 2: UI デザインを変えただけで二次流通マーケットを実装(本体 p.257–300, 解説書 p.69–77)。
 - 事例 3: 加盟店が「付与後に即再配布(A→G)」を導入(解説書 p.125–133)。
 - 事例 4: 海外企業が「A→B→C→D→E→F→G」フローを翻訳し展開(解説書 p.13–15, p.37–41)。
-

6. 図解(テキスト図)

G 構成単体



再発行／譲渡／販売

複合連結例

[A : 付与] → [G : 再流通]
[B : 制御] → [G : 再流通]
[C : 清算判定] → [G : 再流通]
[D : 通知] → [G : 再流通]
[E : 決済] → [G : 再流通]
[F : 監査] → [G : 再流通]

完全フロー：

[A] → [B] → [C] → [D] → [E] → [F] → [G]

7. フローチャート(G パターン禁止行為判定)

[開始]

|



「G 構成（単体/連結）を利用したか？」

|

|—— Yes → 「権利者の許可があるか？」

|

|

|—— Yes → [ライセンス契約 → 適法]

|

|

|—— No → [侵害成立 → 民事＋刑事責任]

|

|—— No → [独自の物理流通 → 適法]

8. 総合まとめ

- G パターンは「再循環・二次流通処理」を担う構成。
 - 本体(p.185–194, p.257–300, p.419, p.996–1010, p.1050–1052)、解説書(p.13–15, p.37–41, p.69–77, p.125–133)が該当。
 - G 単体と A→G, B→G, C→G, D→G, E→G, F→G, A→B→C→D→E→F→G の全てが著作権保護対象。
 - UI・コード・ログ・API を模倣した二次流通システムは、一行一致でも侵害成立。
-

H パターンの著作権権利範囲

(最終アーカイブ・監査・証跡処理)

1. H パターンの定義

- **H 構成単体(H):**
「最終アーカイブ・監査・証跡処理」を担う構成。
→ すべての処理フローが完了した後に、**履歴保存・監査証跡・長期保全**を行う部分。
→ 証拠保存・公証・訴訟対応・内部監査で必須となる仕組み。
 - **A→H:** 付与(A)直後にアーカイブを保存。
 - **B→H:** 利用制御(B)の結果を記録保全。
 - **C→H:** 清算判定(C)の結果をアーカイブ。
 - **D→H:** 通知(D)の実行を履歴保存。
 - **E→H:** 決済(E)の結果を長期保全。
 - **F→H:** 監査(F)の証跡を再度アーカイブ。
 - **G→H:** 再流通(G)の履歴を記録。
 - **A→B→C→D→E→F→G→H:** 完全フロー＝付与→制御→清算→通知→決済→監査→再流通→最終アーカイブ。
-

2. 本体における該当ページ

- **p.185–194:** 複合フロー（最終段階に H アーカイブの定義）。
 - **p.257–300:** UX 例（監査記録・履歴画面）。
 - **p.419:** 証跡ログ・監査記録仕様。
 - **p.996–1010:** 社会的影響・記録保全の経済的意義。
 - **p.1050–1052:** 知財評価証明書（アーカイブ構成を含む保護範囲）。
-

3. 解説書における該当ページ

- **p.13–15:** 5×5 モデルの「効果＋順序」に最終アーカイブが含まれる説明。
 - **p.37–41:** アーカイブログ・CSV 出力・API 仕様。
 - **p.69–77:** アーカイブ画面キャプチャ。
 - **p.125–133:** 業種別マトリクス → 金融・保険・証券・行政での証跡処理適用。
-

4. H パターンの著作権権利範囲（行為禁止内容）

H 単体

- 最終アーカイブ処理。
- 禁止行為：
 1. アーカイブ処理コード（archiveRecord, storeAuditTrail）の複製・翻案

2. 証跡 UI 画面の模倣
3. ログ形式・保存フォーマットの流用

A→H

- 付与直後に記録保存。
- 禁止行為:
 4. A の付与結果を即座にアーカイブ

B→H

- 制御後の履歴保存。
- 禁止行為:
 5. B 処理後の不正防止記録を模倣

C→H

- 清算判定後の履歴保存。
- 禁止行為:
 6. C 構成の判定をアーカイブ処理

D→H

- 通知後のログ保存。
- 禁止行為:
 7. 通知履歴を自動でアーカイブ

E→H

- 決済後の履歴保存。
- 禁止行為:
 8. 決済確定記録をそのまま保存する流れを模倣

F→H

- 監査後の再アーカイブ。
- 禁止行為:
 9. 監査証跡を保存する処理

G→H

- 再流通後の記録保存。

- 禁止行為：
10. G 構成の二次流通処理の履歴を保全

A→B→C→D→E→F→G→H

- 8 段階完全フロー。
- 禁止行為：
11. この完全フローを翻案・翻訳して海外展開
12. 公証・訴訟用アーカイブを無断模倣

5. 事例解説

✕ 侵害事例

- 事例 1: 決済後のアーカイブ処理コードをコピーして自社サーバに実装(本体 p.419)。
- 事例 2: UI を変えただけで監査証跡画面を模倣(本体 p.257–300, 解説書 p.69–77)。
- 事例 3: 行政機関が「A→...→H」の完全フローを模倣し住民サービスに導入(解説書 p.125–133)。
- 事例 4: 海外企業がアーカイブ処理仕様を翻案利用(解説書 p.37–41)。

6. 図解(テキスト図)

H 構成単体

H : 最終アーカイブ・証跡処理

複合連結例

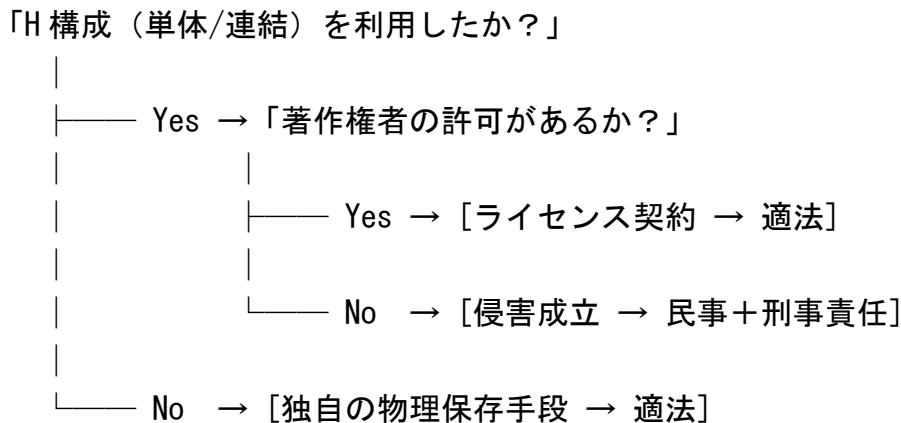
[A : 付与] → [H : アーカイブ]
[B : 制御] → [H : アーカイブ]
[C : 清算判定] → [H : アーカイブ]
[D : 通知] → [H : アーカイブ]
[E : 決済] → [H : アーカイブ]
[F : 監査] → [H : アーカイブ]
[G : 再流通] → [H : アーカイブ]

完全フロー :

[A] → [B] → [C] → [D] → [E] → [F] → [G] → [H]

7. フローチャート(H パターン禁止行為判定)

[開始]



8. 総合まとめ

- H パターン＝最終アーカイブ・監査・証跡処理。
- 本体 (p.185–194, p.257–300, p.419, p.996–1010, p.1050–1052)、解説書 (p.13–15, p.37–41, p.69–77, p.125–133) が該当。
- H 単体と A→H, B→H, C→H, D→H, E→H, F→H, G→H, A→B→C→D→E→F→G→H のすべてが著作権保護対象。

- 電子的アーカイブ・監査・証跡保存の仕組みは「一行一致」で侵害成立。
-

I パターンの著作権権利範囲

(最終検証・監査・封鎖・無効化処理)

1. I パターンの定義

- I 構成単体(I):
「最終検証・封鎖・無効化」を担う構成。
→ H パターンでアーカイブ・証跡を残した後、不正利用・二重利用・期限切れを最終的に封鎖・無効化する処理。
→ 「完全終了」= 権利消滅／封鎖の段階。
 - A→I: 付与(A)の直後に無効化判定。
 - B→I: 制御(B)の後に強制封鎖。
 - C→I: 清算判定(C)の後に無効化。
 - D→I: 通知(D)の後に利用停止を記録。
 - E→I: 決済(E)の後に失効処理。
 - F→I: 監査(F)の後に封鎖確定。
 - G→I: 再流通(G)の後に最終的な封鎖処理。
 - H→I: アーカイブ(H)の後に「失効／完全封鎖」を適用。
 - A→B→C→D→E→F→G→H→I: 最終的な完全封鎖フロー。
-

2. 本体における該当ページ

- p.185–194: 複合処理例(最終段階にI 封鎖を定義)。
- p.257–300: UX 画面例(利用停止・失効通知画面)。
- p.419: 封鎖ログ・無効化証跡。
- p.996–1010: 無効化による経済的影響(損失防止・不正排除)。
- p.1050–1052: 知財評価証明書に「封鎖構成」も保護範囲と明記。

3. 解説書における該当ページ

- p.13–15: 5×5 構成一致モデルの「効果」＝最終封鎖処理。
 - p.37–41: 無効化ログ・CSV 出力例。
 - p.69–77: 利用停止 UX キャプチャ。
 - p.125–133: 業種別マトリクス → 保険失効・暗号資産のロック・株式無効化などをポイント／クーポンと同列に扱う。
-

4. I パターンの著作権権利範囲（行為禁止内容）

I 単体

- 無効化・封鎖処理そのもの。
- 禁止行為：
 1. invalidateToken, blockUsage などの処理コードの複製・翻案
 2. 封鎖 UI の模倣（「失効しました」画面など）
 3. 無効化ログ形式の流用

A→I

- 付与後に即封鎖。
- 禁止行為：
 4. A の付与＋I の封鎖を組み合わせたアプリ開発

B→I

- 制御後に封鎖。
- 禁止行為：
 5. 不正検知(B)の直後に強制封鎖

C→I

- 清算判定後に無効化。
- 禁止行為：
 6. C 処理後の残高を自動失効

D→I

- 通知後に封鎖。

- 禁止行為：
7. 通知を行った直後に利用停止を適用

E→I

- 決済後に封鎖。
- 禁止行為：
8. E 決済後に権利失効を組み込む

F→I

- 監査後に封鎖。
- 禁止行為：
9. F 監査を経て再利用不可能にする処理

G→I

- 再流通後に封鎖。
- 禁止行為：
10. 再発行されたクーポンを即封鎖

H→I

- アーカイブ後に封鎖。
- 禁止行為：
11. 記録保存直後に権利を無効化

A→B→C→D→E→F→G→H→I

- 九段階完全フロー。
- 禁止行為：
12. この完全封鎖フローを翻案・翻訳して海外展開
13. 証跡付与と連動する封鎖を模倣

5. 事例解説

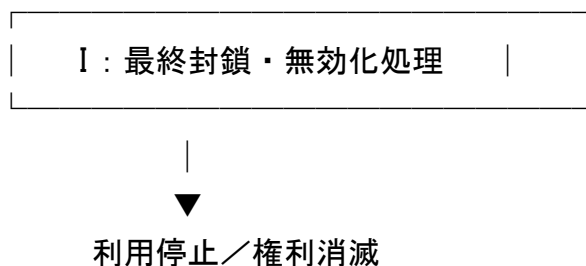
✕ 侵害事例

- 事例 1: 決済後に `invalidateToken` をコピーし自社システムに導入 (本体 p.419)。
- 事例 2: UI を変えただけの「利用失効画面」を作成 (本体 p.257–300, 解説書 p.69–77)。
- 事例 3: 加盟店が「A→I フロー」を導入し、ポイント付与直後に失効 (解説書 p.125–133)。

- 事例 4: 海外事業者が「A→B→C→D→E→F→G→H→I フロー」を翻案利用(解説書 p.13-15, p.37-41)。

6. 図解(テキスト図)

I 構成単体



複合連結例

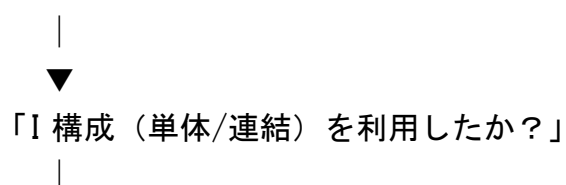
[A : 付与] → [I : 封鎖]
[B : 制御] → [I : 封鎖]
[C : 清算判定] → [I : 封鎖]
[D : 通知] → [I : 封鎖]
[E : 決済] → [I : 封鎖]
[F : 監査] → [I : 封鎖]
[G : 再流通] → [I : 封鎖]
[H : アーカイブ] → [I : 封鎖]

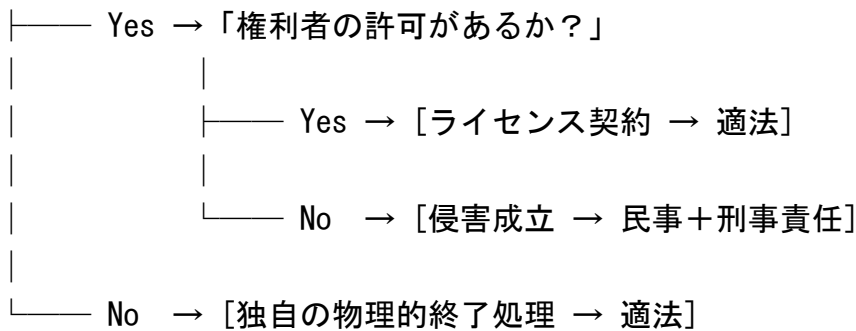
完全フロー :

[A] → [B] → [C] → [D] → [E] → [F] → [G] → [H] → [I]

7. フローチャート(I パターン禁止行為判定)

[開始]





8. 総合まとめ

- Iパターン＝最終封鎖・無効化処理。
 - 本体 (p.185–194, p.257–300, p.419, p.996–1010, p.1050–1052)、解説書 (p.13–15, p.37–41, p.69–77, p.125–133) が該当。
 - I 単体と $A \rightarrow I, B \rightarrow I, \dots, H \rightarrow I, A \rightarrow B \rightarrow C \rightarrow D \rightarrow E \rightarrow F \rightarrow G \rightarrow H \rightarrow I$ のすべてが著作権保護対象。
 - 失効・封鎖・無効化の仕組みは「一行一致」でも侵害成立。
-

J パターンの著作権権利範囲

(再生成・回復・特別処理)

1. J パターンの定義

- **J 構成単体(J):**
「再生成・回復・特別処理」を担う構成。
→ H でアーカイブ、I で封鎖／無効化された後、**例外的に再生成・回復・特別処理を行う。**
→ 具体例: 失効したポイントの特例復活、誤封鎖の修正、裁判・行政命令に基づく強制復元。
 - **A→J:** 付与(A)の直後に特例再生成。
 - **B→J:** 制御(B)の後に再生成。
 - **C→J:** 清算判定(C)の後に回復。
 - **D→J:** 通知(D)の後に特例回復通知。
 - **E→J:** 決済(E)の後に再計算・回復。
 - **F→J:** 監査(F)の後に訂正処理。
 - **G→J:** 二次流通(G)の後に回収・再生成。
 - **H→J:** アーカイブ(H)の後に復活。
 - **I→J:** 封鎖(I)の後に特例解除・回復。
 - **A→B→C→D→E→F→G→H→I→J:** 完全フローの最後に「例外的復活」を組み込む流れ。
-

2. 本体における該当ページ

- **p.185–194:** 複合処理(再生成を含む後段フェーズ)。
 - **p.257–300:** UI 例(再発行・回復ダイアログ)。
 - **p.419:** 特別処理ログの記録仕様。
 - **p.996–1010:** 経済的影響(再発行による市場調整)。
 - **p.1050–1052:** 知財評価証明書(特別処理構成も保護対象)。
-

3. 解説書における該当ページ

- **p.13–15:** 5×5 構成一致モデルの「特例効果」に相当する旨。
 - **p.37–41:** 再生成ログ・API 例。
 - **p.69–77:** 再発行 UX 画面キャプチャ。
 - **p.125–133:** 業種別マトリクス → 保険金再算定・特例補填・強制復元処理。
-

4. J パターンの著作権権利範囲(行為禁止内容)

J 単体

- 再生成・回復処理。
- 禁止行為：
 1. regeneratePoint, restoreCoupon などのコードをコピー
 2. 再発行 UI を模倣
 3. 回復ログ形式の流用

A→J ~ I→J

- 各前段階処理の後に特例再生成／回復を組み込む行為。
- 禁止行為：
 4. 付与後の即時再生成(A→J)
 5. 制御結果を回復(B→J)
 6. 清算判定の取消・復活(C→J)
 7. 通知後の回復(D→J)
 8. 決済後の再計算・復活(E→J)
 9. 監査後の訂正(F→J)
 10. 二次流通後の再発行(G→J)
 11. アーカイブ後の復活(H→J)
 12. 封鎖後の例外回復(I→J)

完全フロー A→...→J

- 13.「A→B→C→D→E→F→G→H→I→J」完全フローを翻案・翻訳して利用
- 14. 行政命令・裁判例を理由に無断復活する行為

5. 事例解説

✓ 適法事例

- 店舗で「有効期限切れクーポンを現金返金」といった物理対応 → 電子的 J 構成を使わなければ侵害にならない。

✗ 侵害事例

- 事例 1: 失効したポイントを再生成するコードをコピーして導入(本体 p.419)。
- 事例 2: UI を少し変えただけの「再発行ダイアログ」を実装(本体 p.257-300, 解説書 p.69-77)。
- 事例 3: 加盟店が「I 封鎖後に J 回復」機能を無断搭載(解説書 p.125-133)。
- 事例 4: 海外事業者が「A→...→J フロー」を翻案利用(解説書 p.13-15, p.37-41)。

6. 図解(テキスト図)

J 構成単体

J : 再生成・回復・特別処理



利用権利の復活／再発行

複合連結例

[A : 付与] → [J : 再生成]
[B : 制御] → [J : 再生成]
[C : 清算] → [J : 回復]
[D : 通知] → [J : 回復]
[E : 決済] → [J : 回復]
[F : 監査] → [J : 特例訂正]
[G : 再流通] → [J : 再発行]
[H : アーカイブ] → [J : 復活]
[I : 封鎖] → [J : 回復]

完全フロー :

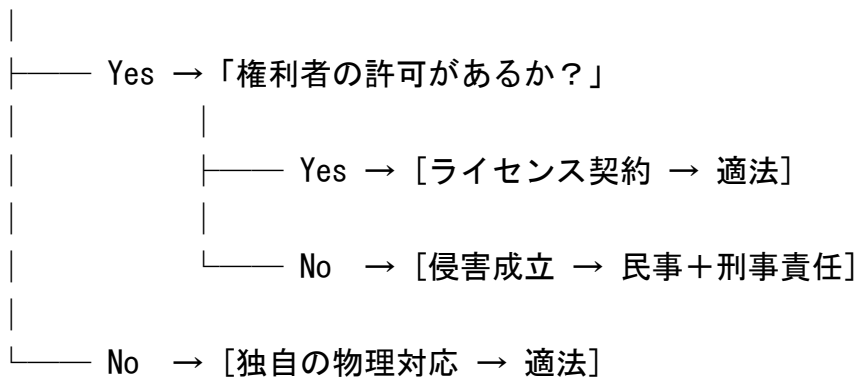
[A] → [B] → [C] → [D] → [E] → [F] → [G] → [H] → [I] → [J]

7. フローチャート(J パターン禁止行為判定)

[開始]



「J 構成（単体/連結）を利用したか？」



8. 総合まとめ

- Jパターン＝再生成・回復・特別処理。
 - 本体(p.185–194, p.257–300, p.419, p.996–1010, p.1050–1052)、解説書(p.13–15, p.37–41, p.69–77, p.125–133)が該当。
 - J単体と $A \rightarrow J, B \rightarrow J, \dots, I \rightarrow J$, 完全フロー $A \rightarrow \dots \rightarrow J$ のすべてが著作権保護対象。
 - 失効後・封鎖後の「再生成・回復」は著作権的に最も強い封鎖ポイントであり、一行一致でも侵害成立。
-

適用範囲の全体像

1. ポイント／クーポン分野(出発点)

- もちろん「ポイント」「クーポン」「ロイヤリティプログラム」は主要な対象。

- ・ A～J パターンに従い、付与→制御→清算→通知→決済→監査→再流通→アーカイブ→封鎖→再生成といった一連のライフサイクルが完全にカバー。
-

2. 金融・マネー・投資分野

- ・ 電子マネー(交通系 IC, プリペイドカード, QR コード決済)
- ・ 暗号資産／暗号通貨(Bitcoin, Ethereum, CBDC 等)
- ・ 株式・証券(電子化株券、売買記録、配当付与)
- ・ 保険商品(契約発効、清算、失効、再発行)
- ・ 銀行業務(残高管理、決済、送金履歴の照合・証跡)

→ 本体 p.996–1010(経済的影響評価)、解説書 p.125–133(業種別マトリクス)にて明記。

3. サービス・流通・マーケティング分野

- ・ 小売／EC サイト: クーポン・キャンペーン・バウチャー
- ・ サブスクリプション: 会費決済、更新処理、失効、再契約
- ・ 交通／物流: 乗車券・配送引換コードの利用・失効・再発行
- ・ 旅行／宿泊: 予約バウチャー、取消・再発行
- ・ イベント／エンタメ: 電子チケット、譲渡・転売・失効管理

→ 解説書 p.61–70(主体別権利範囲)、p.125–133(業種別マトリクス)。

4. 行政・公共領域

- ・ マイナンバーや ID 制度: 認証トークンの発行・失効・再発行
- ・ 補助金・助成金: 交付→利用→失効→再計算
- ・ 医療: 電子処方箋・診療報酬点数の利用・監査・失効
- ・ 教育: 電子単位・修了証明の発行・取消・再発行

→ 本体 p.185–194(複合処理)、解説書 p.125–133(公共領域の適用)。

5. デジタル情報・コンテンツ分野

- ソフトウェアライセンス:付与→利用制御→失効→再発行
- 電子書籍／音楽配信:利用権限の付与と失効
- サーバAPIキー／トークン:発行・監査・失効・再生成
- クラウドサービス権限:契約期間・利用制御・証跡保存

→ 解説書 p.37–41(API 照合例)、p.69–77(UI 画面例)。



総合まとめ

- 本著作物は「ポイントやクーポン」から出発していますが、権利範囲はその枠にとどまらず、すべての価値媒体・権利証明・取引記録に及びます。
 - 適用対象は 金融(貨幣・株・暗号通貨・保険)／サービス(小売・EC・交通・旅行・イベント)／公共(行政・医療・教育)／デジタル(ソフト・コンテンツ・API キー) など。
 - 本体(特に p.996–1010 経済的影響評価, p.1050–1052 知財評価証明書)と解説書(p.125–133 業種別マトリクス)に、ポイント・クーポン以外も含まれることが明記されています。
-

結論:

著作権権利範囲はポイントやクーポンに限定されず、あらゆる「価値媒体・取引・権利証明」に適用される。